

## 建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表

(朱色傍線部分は変更部分)

改 正 (令和 6 年 9 月)	現 行 (最終改正 : 令和 5 年 6 月)	備 考
<p>はじめに (略)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 工期</p> <p>3-1 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間</p> <p>建設業法第19条の5の「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。)等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。<u>「工期基準」では、工期設定において元請負人と下請負人が果たすべき責務として、下請負人の建設工事の適正な工期見積りの提出及び元請負人の適正な工期の見積りの尊重、請負契約の締結に際しての元下間での適正な工期の設定などが求められている。</u>したがって、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間の工期（以下「著しく短い工期」という。）であるかの具体的な判断については、下請契約毎に、「工期基準」等を踏まえ、<u>見積依頼の際に元請負人が下請負人に示した条件、下請負人が元請負人に提出した見積り等の内容、締結された請負契約の内容、当該工期を前提として請負契約を締結した事情、下請負人が「著しく短い工期」と認識する考え方、元請負人の工期に関する考え方、過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、</u></p>	<p>はじめに (略)</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 工期</p> <p>3-1 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間</p>	<p>※工期基準の記載ぶりに変更</p>

過去の同種類似工事の実績、賃金台帳等をもとに、

① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなつていなか

② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなつていなか

③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなつていなか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされていたが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない時間外労働の上限について法律に定めたうえで、違反について罰則を科すこととされ、令和6年4月1日から、建設業についても、災害時の復旧・復興事業を除き、この一般則（以下「時間外労働規制」という。）が適用される。

については、下請負人は、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努め、元請負人は、下請負人から当該見積りが提出された場合には、内容を確認し尊重する必要がある。

なお、時間外労働規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人の間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」であると判断される。

3-2~4. (略)

① 契約締結された工期が、「工期基準」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなつていなか

② 契約締結された工期が、過去の同種類似工事の工期と比して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなつていなか

③ 契約締結された工期が、下請負人が見積書で示した工期と比較して短い場合、工期が短くなることによって、下請負人が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該下請工事を施工することとなつていなか

等を総合的に勘案したうえで、個別に判断されることとなる。

ただし、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業についても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用されることを踏まえ、当該上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人の間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」であると判断される。

3-2~4. (略)

※工期基準の記載ぶりに変更

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

（1）原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

なお、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準（令和6年3月25日、以下「振興基準」という。）において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等が増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても価格変更を柔軟に行うものとするとされているほか、特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとするとされていることについても留意しなければならない。

（2）元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したに

5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保（建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）

（1）原材料費等の高騰や納期遅延が発生している状況においては、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負代金及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用することが必要

原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、建設工事標準下請契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても下請負人から協議の申出があった場合には元請負人が適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図る必要がある。

なお、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準（令和4年7月29日、以下「振興基準」という。）において、建設など見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、親事業者は、期中の価格変更にできる限り柔軟に応じるものとするとされていることについても留意しなければならない。

（2）元請負人が下請負人との協議や変更契約に応じない場合は「不当に低い請負代金の禁止」や「著しく短い工期の禁止」に違反するおそれ

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して不当に低い請負代金を強制することに限られず、契約締結後に原材料費等が高騰したに

※振興基準の記載ぶりに変更

もかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、請負代金の額がその建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足等により納期遅延が発生している状況において、その工期が、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

なお、上記建設業法第19条第2項、第19条の3及び第19条の5に違反しない場合であっても、請負代金や工期について必要な変更を行わないことにより、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

適正な請負代金の設定については、8ページ「2. 書面による契約締結 2-1 当初契約（5）、（6）」、11ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（3）、（4）」を参照。

適正な工期の確保については、12ページ「3. 工期 3-1 著しく短い工期の禁止」、15ページ「3. 工期 3-2 工期変更に伴う変更契約」、17ページ「3. 工期 3-3 工期変更に伴う増額費用」を参照。

不当に低い請負代金については、19ページ「4. 不當に低い請負代金」を参照。

もかかわらず、それに見合った下請代金の増額を行わないことも含まれる。

このため、原材料費等が高騰している状況において、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、請負代金の額がその建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

また、建設業法第19条の5（著しく短い工期の禁止）により禁止される行為は、当初契約の締結に際して著しく短い工期を設定することに限られず、契約締結後、原材料等の納期の遅延など下請負人の責めに帰さない理由により、当初の契約どおり工事が進行しない場合等において必要な工期の変更を行わないことも含まれる。

このため、資材不足等により原材料費等の納期遅延が発生している状況において、その工期が、注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間となっている場合には、同条に違反するおそれがある。

なお、上記建設業法第19条第2項、第19条の3及び第19条の5に違反しない場合であっても、請負代金や工期について必要な変更を行わないことにより、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。

適正な請負代金の設定については、8ページ「2. 書面による契約締結 2-1 当初契約（5）、（6）」、11ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約（3）、（4）」を参照。

適正な工期の確保については、12ページ「3. 工期 3-1 著しく短い工期の禁止」、14ページ「3. 工期 3-2 工期変更に伴う変更契約」、16ページ「3. 工期 3-3 工期変更に伴う増額費用」を参照。

不当に低い請負代金については、18ページ「4. 不當に低い請負代金」を参照。

（3）（略）

※誤字修正（削除）

## 6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人と協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が合理的根拠がないのにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律○%を差し引きするなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合
- ⑤元請負人が、免税事業者の下請負人に対して、消費税相当額を含まない契約単価を一方的に提示し、下請負人と協議を行うことなく、当該単価により積算した額で下請契約を締結した場合

### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑥元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑦元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

上記①から⑦のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反

## 6. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項）

### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が自らの予算額のみを基準として、下請負人と協議を行うことなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が合理的根拠がないのにもかかわらず、下請負人による見積額を著しく下回る額で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ④元請負人が、下請負人から交付された見積書に記載されている労務費や法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に一律○%を差し引きするなど、一定の割合を差し引いた額で下請契約を締結した場合

※インボイス（追加）

### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ⑤元請下請間で請負代金の額に関する合意が得られていない段階で、下請負人に工事を着手させ、工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑥元請負人が、下請負人が見積りを行うための期間を設けることなく、自らの予算額を下請負人に提示し、下請契約締結の判断をその場で行わせ、その額で下請契約を締結した場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反

するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑥のケースは同法第19条第1項に違反し、⑦のケースは同法第20条第4項に違反する。

(1)、(2) (略)

7.～8. (略)

9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）

#### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合
- ②元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舎を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合
- ⑥工事完了後、下請負人が免税事業者であることが判明したため、下請負人が提出してきた請求書の金額から、一方的に元請負人が消費税相当額を支払わなかった場合

上記①から⑥のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違

するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、⑤のケースは同法第19条第1項に違反し、⑥のケースは同法第20条第4項に違反する。

(1)、(2) (略)

7.～8. (略)

9. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）

#### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

- ①元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供、又は貸与した安全衛生保護具等に係る費用、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用及び下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合
- ②元請負人が、建設副産物の発生がない下請工事の下請負人から、建設副産物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舎を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合

※インボイス（追加）

上記①から⑤のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違

反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

以下（略）

#### 10.（略）

#### 11. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）

##### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、手形期間が60日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

上記のケースは、建設業法第24条の6第3項に違反するおそれがある。

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払に当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている。

割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間60日を超える長期手形※を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反する。

※交付日が令和6年10月31日までの手形は手形期間が120日を超えるもの、令和6年11月1日以降の手形は手形期間が60日を超えるものが対象。

（削る）

反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。

また、上記①のケースについて、当該事項を契約書面に記載しなかった場合には建設業法第19条、見積条件として具体的な内容を提示しなかった場合には同法第20条第4項に違反する。

以下（略）

#### 10.（略）

#### 11. 長期手形（建設業法第24条の6第3項）

##### 【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、手形期間が120日を超える手形により下請代金の支払を行った場合

※手形期間の短縮による対応

上記のケースは、建設業法第24条の6第3項に違反するおそれがある。

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払に当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている。

割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間120日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反する。

なお、手形等のサイトの短縮について（令和4年2月16日2

0211206 中庁第1号・公取企第131号)において、公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用の見直しの検討を行うこととしていることに留意すること。

## 12. (略)

### 13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

#### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ①建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった場合
- ②帳簿及び添付書類は備付けられていたが、5年間保存されていなかった場合
- ③発注者から直接請け負った建設工事の完成図等の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第40条の3に違反する。

(削る)

#### (1) 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要

建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては、10年間。）保存しなければならないとされている。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第28条第1項）。

(2) (略)

## 12. (略)

### 13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（建設業法第40条の3）

#### 【建設業法上違反となる行為事例】

- ①建設業を営む営業所に帳簿及び添付書類が備付けられていなかった場合
- ②帳簿及び添付書類は備付けられていたが、5年間保存されていなかった場合
- ③発注者から直接請け負った建設工事の完成図等の営業に関する図書が、10年間保存されていなかった場合

上記①から③のケースは、いずれも建設業法第40条の3に違反する。

※③については、平成20年11月28日以降に工事目的物の引渡しをしたものに限る。

#### (1) 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要

建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間（平成21年10月1日以降については、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては、10年間。）保存しなければならないとされている。（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第28条第1項）。

(2) (略)

※期限到来のため削除

※期限到来のため削除

### (3) 帳簿には契約書などを添付することが必要

帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければならない(建設業法施行規則第26条第2項、第7項)。また、以下の場合にはこれらの書類に加え、次のそれぞれの書類を添付する。

ア 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付

イ 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあっては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあっては下請契約の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円。）以上となる場合は、工事完成後（建設業法施行規則第26条第3項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
- ・自社が主任技術者又は監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ・下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- ・下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- ・下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

※上記の帳簿の添付書類は電磁的記録によることも可能。

### (3) 帳簿には契約書などを添付することが必要

帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければならない(建設業法施行規則第26条第2項、第7項)。また、以下の場合にはこれらの書類に加え、次のそれぞれの書類を添付する。

ア 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結した場合は、下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写しを添付

イ 自社が、発注者から直接請け負った建設工事について、公共工事にあっては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあっては下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円。）以上となる場合は、工事完成後（建設業法施行規則第26条第3項）に施工体制台帳のうち以下に掲げる事項が記載された部分を添付

- ・自社が実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名及びその有する主任技術者資格又は監理技術者資格
- ・自社が主任技術者又は監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ・下請負人の商号又は名称及び許可番号
- ・下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- ・下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- ・下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

※上記の帳簿の添付書類は電磁的記録によることも可能。

※改正反映漏れ

(4) 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、以下の営業に関する図書を当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間保存しなければならないとされている。(建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項)

- ① 完成図(建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。)
- ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録(相互に交付したものに限る。)
- ③ 施工体系図(法令上施工体系図の作成が義務付けられている場合のみ(公共工事にあっては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあっては下請契約の総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円。)以上となる場合。))

※なお、上記の図書は電磁的記録によることも可能。

(4) 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、営業に関する図書を10年間保存することが必要

発注者から直接建設工事を請け負った場合は、営業所ごとに、以下の営業に関する図書を当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間保存しなければならないとされている。(建設業法施行規則第26条第5項、第8項、第28条第2項)

- ① 完成図(建設業者が作成した場合又は発注者から受領した場合のみ。)
- ② 工事内容に関する発注者との打ち合わせ記録(相互に交付したものに限る。)
- ③ 施工体系図(法令上施工体系図の作成が義務付けられている場合のみ(公共工事にあっては下請契約を締結した場合、それ以外の建設工事にあっては下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円。)以上となる場合。))

※平成20年11月28日以降に引渡しをしたものから適用。

なお、上記の図書は電磁的記録によることも可能。

※改正反映漏れ

※期限到来のため削除

#### 14. 関係法令

##### 14-1 独占禁止法との関係について

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)、第19条の4(不当な使用資材等の購入強制の禁止)、第24条の3(下請代金の支払)第1項、第24条の4(検査及び引渡し)又は第24条の6(特定建設業者の下請代金の支払期日等)第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置

請求を行うことができると規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引に関する公正な取引方法の認定基準(昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認

#### 14. 関係法令

##### 14-1 独占禁止法との関係について

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)、第19条の4(不当な使用資材等の購入強制の禁止)、第24条の3(下請代金の支払)第1項、第24条の4(検査及び引渡し)又は第24条の6(特定建設業者の下請代金の支払期日等)第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置

請求を行うことができると規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引における不公正な取引方法の認定基準(昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下

※誤字修正

定基準」という。)を示している。

なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。

① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「3-2 工期変更に伴う変更契約」、「3-3 工期変更に伴う増加費用」、「4. 不当に低い請負代金」、「5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保」及び「8. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」

②～⑥ (略)

14-2～14-4 (略)

14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第3条第1項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、るべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等をすることを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等をすることを業として行う中小企業者と定義している。

「認定基準」という。)を示している。

なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。

① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「3-2 工期変更に伴う変更契約」、「3-3 工期変更に伴う増加費用」、「4. 不当に低い請負代金」及び「8. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不当に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」

②～⑥ (略)

14-2～14-4 (略)

14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管。以下「下請振興法」という。）は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、建設工事の請負が適用されない下請法よりも、対象となる取引の範囲が広く、全ての取引が対象となっている。

また、下請振興法第3条第1項に基づく振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のるべき一般的な基準で、親事業者と下請事業者の望ましい、るべき取引の姿を示し、また、主務大臣（事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

下請振興法では、「親事業者」を、資本金等が自己より小さい中小企業者に対し、製造委託等をすることを業として行うものと定義し、親事業者の取引の相手方を指す「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、製造委託等をすることを業として行う中小企業者と定義している。

※記載漏れ

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるよう、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

なお、物価高の局面にあっても、中小企業の実質賃金の引き上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極めて重要であり、とりわけ価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要である。この観点から、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）が取りまとめられ、「事業者が採るべき行動／求められる行動」が示されているところであるが、これを踏まえ、振興基準においては「『事業者が採るべき行動／求められる行動』を適切にとった上で、取引対価を決定する」ことなどが求められていることに留意しなければならない。

- 対価の決定の方法の改善
- 下請代金の支払方法の改善
- 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
- 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- パートナーシップ構築宣言

詳しくは、94～101ページ参照

建設工事における親事業者は、建設工事の請負契約の発注者、元請負人が該当し、下請事業者とは、建設工事の請負契約の元請負人、下請負人が該当し、さらに、建設業者が請け負った建設工事に使用する建設資材の製造を委託する場合や設計図等の作成を委託する場合なども該当する。

したがって、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間だけでなく、建設工事に関する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、特に振興基準に示す下記事項について配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるよう、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築していく必要がある。

※労務費指針への対応

- 対価の決定の方法の改善
- 下請代金の支払方法の改善
- 働き方改革の促進を阻害する取引慣行の改善
- 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- パートナーシップ構築宣言

詳しくは、92～99ページ参照